

## 市町村意見照会の結果について

- 1 意見照会期間 平成26年9月11日（木）から10月10日（金）まで
- 2 意見提出件数 12件（5市）
- 3 意見の概要

中間取りまとめ該当箇所		意見の概要 < >は意見提出市
Ⅲ 2	組織の活性化 《1市》	<p>県内8か所の「<b>県民生活プラザ</b>」において県が一体的に提供してきた、消費生活相談、県民相談、旅券発給等の業務については、県と市町村の役割分担等の観点からサービス提供のあり方を見直し、平成27年4月に「消費生活総合センター」、「県民相談・情報センター」、「旅券センター」（いずれも仮称）等に再編する。（平成31年4月における最終的な再編に向け、市町村等と調整を図りながら段階的に移行する。）とあるが、現在、通勤、通学の利便性から春日井市以外の県の施設（尾張県民生活プラザ、豊田加茂県民生活プラザなど）で旅券申請をする春日井市民がいることから、<b>県の施設再編により県民サービス・市民サービスの低下を招かないようにしていただきたい。</b></p> <p style="text-align: right;">&lt;春日井市&gt;</p>
		<p>県民生活プラザにおける<b>消費生活相談窓口の廃止</b>は、結果として市町村の相談窓口に大幅な負担増を強いるものであるため、廃止にあたっては、<b>県の財政的支援（運営費負担等）をご検討いただきたい。</b></p> <p style="text-align: right;">&lt;半田市&gt;</p>
		<p>「2 組織の活性化」について、「東三河県庁」においては、…（中略）…地元の意向を的確に把握しながら、市町村・経済団体等との連携強化、広域的取組の加速化等に取り組む」としているが、<b>東三河県庁が迅速な意思決定を行うことができるよう、東三河県庁への予算権限の付与について検討していただきたい。</b></p> <p style="text-align: right;">&lt;豊橋市&gt;</p>
Ⅲ 4	県有資産の活用 《1市》	<p><b>施設の運営の地元市町村への移管による見直しはすべきでない。</b></p> <p style="text-align: right;">&lt;名古屋市&gt;</p>
Ⅲ 6	地方分権と自治体間の連携の推進 《2市》	<p><b>市町村への権限移譲の推進等については、基礎自治体である市町村の権限及び自由度の拡大に資するものとすべきである。</b></p> <p>また、<b>移譲事務</b>を実施するための所要額全額の財源を恒久的に措置するなど、<b>市町村に負担を強いることがないようにすべきである。</b></p> <p style="text-align: right;">&lt;名古屋市&gt;</p>

中間取りまとめ該当箇所	意見の概要 < >は意見提出市
III 6 地方分権と自治体間の連携の推進	<p>             県・市町村等の役割分担の明確化などに基づく、<b>市町村に関連する取組みについては、市町村の状況や地域の実情を考慮し、市町村と十分協議して進めるべき</b>である。              また、実際に改革の取組みを進めるにあたっては、特に下記の点に留意し、市町村に負担をかけることなく進めるべきである。              ①地元市町村による代替措置を前提とした見直しはすべきでない。              ②市町村の財政負担が増大しないようにすべきである。              ③市町村の事務量が增大しないようにすべきである。              &lt;名古屋市&gt;           </p> <p>             「愛知県次期行革大綱中間とりまとめ」の中には、市町村との「連携」と「役割分担」に関する多くの記述が認められる。これは、県が自らのミッションとして施策を実施する場合、住民に近く、機動性に優れた市町村の力をいかに必要としているかの現れではないかと考えるところである。              しかしながら、市町村は県と同じく、それぞれが一の地方公共団体であることから、実施する施策やサービスの提供体制は、自らの意志と責任において決定すべきものであることはいうまでもない。              このため、県が市町村との「連携」や「役割分担」について検討を行った上で、<b>新たな方策やサービスの提供体制を整備する場合は、行政改革の名の下に県が一方的に進めることのないよう、当事者の一方である市町村との協議の場や合意形成のための体制（制度）の整備が必要</b>であると考えられるため、この点について明文化していただきたい。              &lt;稲沢市&gt;           </p>
III 8 事務事業の積極的な見直し << 1市 >>	<p>             「8 事務事業の積極的な見直し」について、「(業務の効率化) 物品等の調達については、<b>発注の集約化を進める</b>など、一層効率的な調達に資する取組を推進する」との記載があるが、この取組みについては、本市も含めて全ての自治体において積極的に取り組んでいることと思われるが、更なる効率化については苦慮しているのではないかと思われる。そこで、<b>市町村をリードしていくことが求められる県として、一層効率的に推進するための具体的な方策例等について、情報発信をしていただきたい。</b>              &lt;稲沢市&gt;           </p> <p>             「8 事務事業の積極的な見直し」について、「新公会計制度の導入によって把握可能となった精緻なストック情報やフルコスト情報を、資産管理や予算編成などの意思決定に活用していく」との記載があるが、本市においては、新公会計制度に則った物品の固定資産台帳は未整備の状況である。              また、平成 27 年度に標準的なソフトウェアの提供をするまで           </p>

中間取りまとめ該当箇所		意見の概要 < >は意見提出市
		<p>に、統一的な基準による財務書類作成の前提となる固定資産台帳整備の準備等を進めるよう、平成26年5月23日付け総財務第102号（今後の地方公会計の整備促進について）にて総務大臣通知があったものである。</p> <p>物品の固定資産台帳を整備するにあたっては、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に従い、耐用年数の明記や減価償却累計額の算出を行うこととされているが、その種類細目等において耐用年数等を適格に判別することは困難であり、財務省令との摘要関係が不明瞭なものの耐用年数についても、「主な物品の耐用年数表」の公表に止まっているのが現状である。</p> <p>については、公会計制度の主旨に則り、比較可能な財務諸表を作成するにあたっては、一定の基準により台帳を整備する必要があるため、県においては多種多様な物品を保有する市町村の現状に鑑み、<b>固定資産台帳の整備における県の基準や県内市町村への情報提供などに、更に積極的に取り組んでいただきたい。</b></p> <p style="text-align: right;">&lt;稲沢市&gt;</p>
III 9	公営企業や第三セクターの経営改善 ≪2市≫	<p>経営が悪化している<b>第三セクター等</b>（県の出資率25%以上の団体）については、県が主導となって抜本的な経営改革に取り組み、<b>出資率が低い市町村に追加出資などの負担を要請しないようにすべき</b>である。</p> <p>なお、本市が25%以上を出資する団体に係る取組みについては、本市と十分協議して進めるべきである。 &lt;名古屋市&gt;</p> <p>「9 公営企業や第三セクター等の経営改善」における「取組の内容（公営企業）」について、企業庁では次期経営計画（計画期間：平成28～32年度（予定））を策定し、より一層健全経営に取り組むとの記載があるが、計画策定にあたっては、県内の水道事業が将来に亘って確実に持続できる体制づくりとして、<b>県営水道事業が核となる県内水道事業の広域化の検討を経営改善策の一つとして取り上げていただきたい。</b> &lt;稲沢市&gt;</p>
III 10	持続可能な財政基盤の確立 ≪1市≫	<p>「10 持続可能な財政基盤の確立」の取組事項中に、「（財源の確保）税源の涵養、県税の適切な徴収、未利用資産の処分や貸付などにより、自主財源確保に努める」との記載があるが、税の適切な徴収は県のみでなく、市にとっても重要な課題である。</p> <p>現在、県の協力のもと、市県民税等の徴収率向上と収入未済の縮減のため、<b>愛知県西尾張地方税滞納整理機構を設置し、市職員のレベルアップと税の徴収対策を実施している。今後も、この事業の継続と更なる対策の推進に取り組んでいただきたい。</b></p> <p style="text-align: right;">&lt;稲沢市&gt;</p>